

第 1 5 章 の 2 避難設備の基準（危政令第 2 1 条の 2）

避難設備の技術上の基準（危省令第 3 8 条の 2）

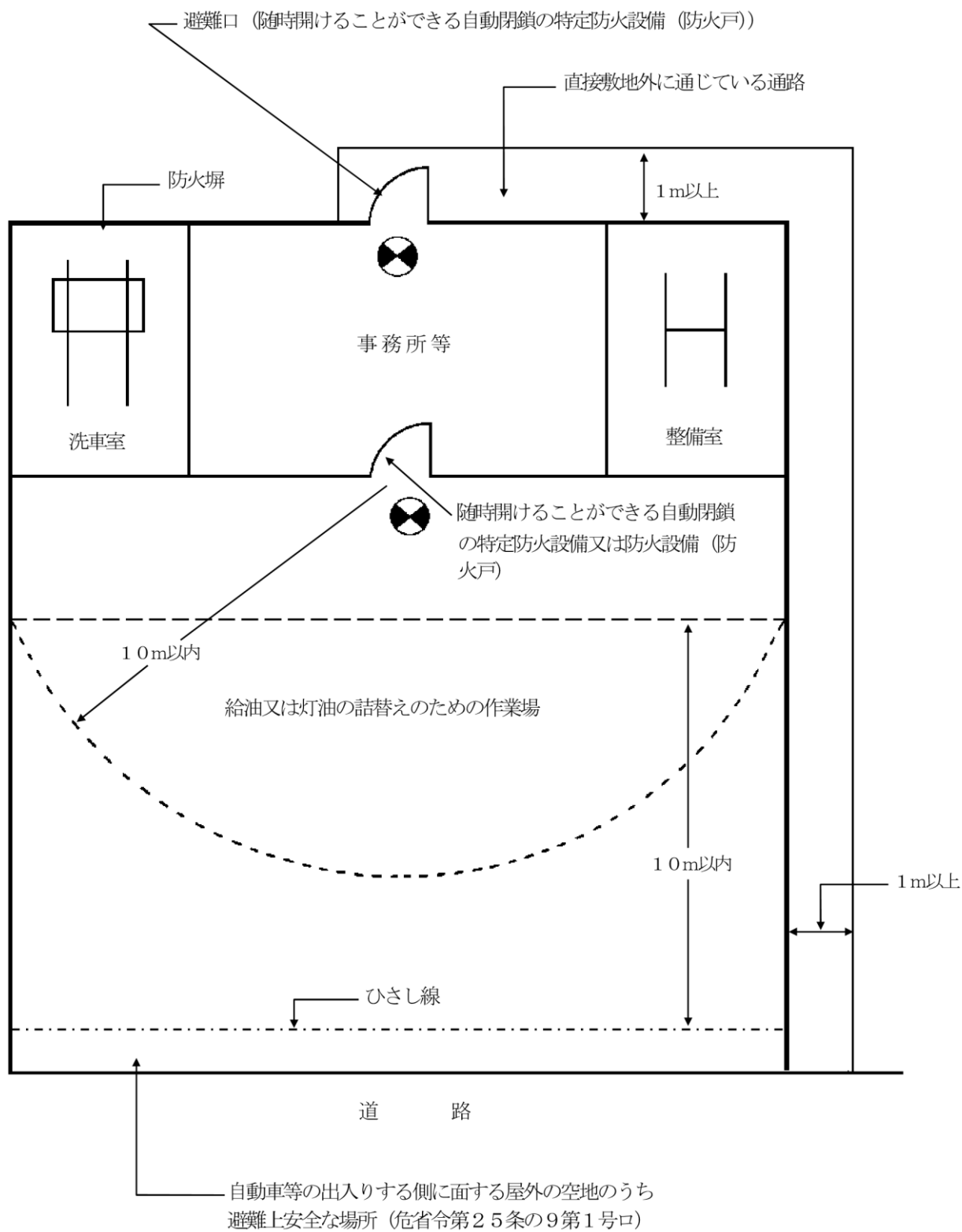
1 避難設備の設置区分（危省令第 3 8 条の 2 第 1 項）

区 分	製造所等の 区分	施設規模等	誘導灯設置場所
避難設備 (誘導灯)	給油取扱所	2 階を店舗，飲食，展示場の用途に供するもの	1 2 階から敷地外へ通じる出入口 2 1 に通じる通路，階段，出入口
		一方開放の屋内給油取扱所で，敷地外に直接通じる避難口が設けられ，壁等で区画された事務所等を有するもの	1 事務所等の出入口，避難口 2 1 に通じる通路，階段，出入口
—	上記以外のもの		

2 避難設備の技術基準（危省令第 3 8 条の 2 第 2 項）

- (1) 誘導灯には非常電源を附置すること。
- (2) 誘導灯は，A 級，B 級，C 級のいずれの種類のものでも差し支えない。（H1 危 44）
- (3) その他，施行令第 2 6 条第 2 項第 1 号第 2 号及び第 4 号の例によること。

例図



誘導灯の位置